

資料2 関連用語解説

本計画で使用している主な（*の付いた）用語について、五十音順で整理しています。
なお、「*」は各用語について、最初に出てきた際に付しています。

あ行

◆ISO14001 (P9, 25)

国際標準化機構（ISO）が平成8年に制定した環境管理と改善の手法を標準化・体系化した国際規格。①計画（Plan）、②実行（Do）、③点検（Check）、④見直し（Act）というPDCAサイクルを構築し、継続的に実施することで、組織の活動による環境への負荷の軽減を図る。

◆ESD→さ行「持続可能な開発のための教育の10年」を参照

◆eco-アカデミア→は行「北海道地域環境学習講座」を参照

◆エコアクション21 (P9, 25)

中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した、平成8年に環境省が策定した環境配慮のツール。

◆エコキッズアクションプログラム (P21)

楽しみながら、自然や身近な環境について学べるプログラム（調査や実験・観察）集。「自然編」「身近な生活環境編」「地球環境・エコライフ編」の3編からなり、幼児から中学生を対象としている。

◆エコツーリズム (P14)

観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動。

◆HES→は行「北海道環境マネジメントシステムスタンダード」を参照

◆NPO法人（特定非営利活動法人） (P9, 10, 14, 18)

市民活動団体のうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人。

か行

◆環境管理システム（環境マネジメントシステム） (P9, 13, 17, 21, 25)

事業者等が環境に与える負荷を軽減するための方針等を自ら設定し、これらの達成に取り組んでいくための仕組み。代表的なものとしてISO14001や北海道環境マネジメントシステム、エコアクション21がある。

◆環境教育等支援団体の指定制度 (P15, 23)

環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組を行う国民や民間団体等を支援するため、それらに関する①情報や資料の収集・整理、提供②調査研究や成果の提供③手引きや資料等の作成、提供④照会・相談、必要な助言⑤指導者等の斡旋又は紹介を行う特定非営利活動法人その他の営利を目的としない民間団体を、申請により国が「支援団体」として指定する制度（環境教育等促進法第10条の2）。

◆環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）（P2, 14, 19, 23）

平成15年7月に制定された「環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の改正法。環境保全活動・環境教育の一層の推進、幅広い実践的人材づくりと活用を目指して改正され、平成23年6月15日に公布、平成24年10月1日に完全施行。

＜ 環境教育等促進法の改正のポイント ＞

- 1 基本理念等の充実（第1条～第3条）
 - ・法目的に、協働取組の推進を追加
 - ・基本理念・定義規定に、生命を尊ぶこと、経済社会との統合的発展、循環型社会形成等を追加
- 2 地方自治体による推進枠組みの具体化（第8条）
 - ・環境教育・協働取組推進の行動計画
 - ・地域協議会などの手続を具体的に規定
- 3 学校教育における環境教育の充実（第9条）
 - ・学校施設設備等での環境配慮の促進
 - ・学校教育で体系的な環境教育が行われるよう、教材開発、職員研修の充実等の追加など詳細化
- 4 環境教育等の基盤強化（第10条～第18条）
 - ・人材認定等事業の登録対象に協働取組のファシリテーターの認定等や環境教育の教材開発等を追加
 - ・環境教育等支援団体の指定
- 5 自然体験等の機会の場の提供の仕組み導入（第20条）
 - ・自然体験等の機会の場の知事による認定制度の導入
- 6 環境行政への民間団体の参加及び協働取組の推進（第21条）
 - ・国民等の政策形成への参画、政策提案の推進
 - ・公共サービスへの民間団体の参入機会増進の配慮
 - ・協働取組推進のための協定制度の導入
 - ・事業型環境NPOの活動支援

◆環境行動キャンペーン (P11)

「道民環境の日」（5月、7月、10月、1月の第2日曜日）及び「道民環境行動月間」（7月）を中心として、道民に環境にやさしい行動を実践することを呼びかける活動。

◆環境道民会議 (P11, 23)

北海道の良好な環境を保全し、快適な環境を維持・創造することにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な環境重視型の社会をつくることを目指し、道民、事業者及び行政が相互の連携の下で、環境保全活動を積極的に推進するため、平成10年9月に設置。環境問題について理解を深めるためのセミナーや、各参加団体の環境保全活動を促進するための事業を行っている。

◆環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針（国の基本方針）（P2, 4）

環境教育等促進法第7条に基づき政府が定める基本的な方針。環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する①基本的な事項②政府が実施すべき施策に関する基本的な方針③重要事項を定めている。平成24年6月26日に閣議決定。

◆企業の社会的責任→さ行「CSR」を参照

◆キッズISO14000プログラム（P11, 12）

国際芸術技術協力機構（ArTech）が平成12年に開発し、文部科学省、環境省、外務省等の後援を受け、日本国内及び世界各国で実施されている子ども向け環境教育プログラム。環境マネジメントの国際規格であるISO14001の骨子をベースにプログラムが構築されており、成長段階にある子どもが本来持っている環境に対する潜在的な感性を引き出し、子どもたちに自分の周りにおける様々な問題に対して改善・解決能力を育成することを目的としている。

◆公益財団法人北海道環境財団（北海道環境財団）（P10, 13, 15, 24）

市民や民間の主導による自発的な環境保全活動を促進し、環境を保全し、快適な環境を創造・維持していくことを目的として設立された、環境情報の提供や環境保全の支援等を行う非営利団体。平成24年4月1日に公益財団法人に移行。

◆子ども農山漁村交流プロジェクト（P12）

農林水産省、文部科学省、総務省が連携して、子どもたちの学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い成長を支える教育活動として、小学校における農山漁村での宿泊体験や自然体験を推進する取組。

◆「子どもの水辺」再発見プロジェクト（P12）

市民団体や河川管理者、教育関係者などが一体となって、地域の身近な水辺（「子どもの水辺」）における環境学習や自然体験活動を推進するための取組。

◆こどもホタルレンジャー（P12）

ホタルが育つ水環境や水辺の自然とふれあい、自ら調べたり、汚れてしまった水をきれいにしたり、ホタルの水辺の生き物を守るなど、ホタルを守るこどもたちの活動。環境省では、このような活動の報告を募集し、全国の代表的な活動やユニークな活動を表彰している。

さ 行

◆再生可能エネルギー（P5, 19）

太陽光、太陽熱、風力、水力、波力、地熱、バイオマス、雪氷など自然界で起こる現象から取り出すことができ、枯渇することがないエネルギーのこと。

◆CSR（企業の社会的責任）（P17）

Corporate Social Responsibilityの略。企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけではなく、ステークホルダー（利害関係者）全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方であり、行動法令の遵守、環境保護、人権擁護、消費者保護などの社会的側面にも責任を有するという考え方をいう。

◆市民活動団体（P2, 6, 9, 10, 12, 16, 17, 18, 19, 21, 23, 24, 25）

営利を目的とせず、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とし、継続的かつ自発的に行われる活動を行う法人及びその他の団体。

◆ジオパーク（P6）

地球科学的に見て重要な自然の遺産を含む、自然に親しむための公園。地球科学的に見て重要な特徴を複数有するだけでなく、その他の自然遺産や文化遺産を有する地域が、それらの様々な遺産を有機的に結びつけて保全や教育、ツーリズムに利用しながら地域の持続的な経済発展を目指す仕組み。

◆持続可能な開発のための教育の10年（ESD）（P2）

2005年から2014年までの10年間で「持続可能な開発のための教育の10年」とすることが2002年の国連総会で採択された。ESDとは「持続可能な開発のための教育」(Education for Sustainable Development)の略で、一人ひとりが自然環境や資源の有限性、地域の将来性など、様々な分野とのつながりを認識し、持続可能な社会の実現に向けて行動する人材を育成する教育のこと。

◆循環型社会（P3）

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。「循環型社会形成推進基本法」では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

◆人材認定等事業登録制度（P20）

環境の保全に関する知識及び環境の保全に関する指導を行う能力を有する者若しくは協働取組の促進に必要な能力を有する者を育成又は認定する事業や、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育に関する教材を開発し提供する事業について、申請により国の登録を受けることができる制度（環境教育等促進法第11条）。

◆3R（P4, 17）

廃棄物等の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）及びリサイクルのこと。リサイクルとは、再生利用（廃棄物等を原材料として再利用すること）及び熱回収（廃棄物等から焼却に伴う熱エネルギーを回収すること）をいう。

◆**生物多様性** (P1, 3, 4, 5)

それぞれの地域の自然環境に応じた様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう（生態系の多様性、種の多様性、種内（遺伝子）の多様性）。生物多様性は、全ての生物の「固有種」と「つながり」によって成り立っている。

◆**ゼロ・エミ大賞（北海道ゼロ・エミ大賞）** (P21)

廃棄物等の発生・排出抑制に関する意識の醸成や環境経営の普及を促し、循環型社会の形成を促進するため、道内で模範的な発生・排出抑制の取組を行っている事業所を表彰する制度。

◆**全国水生生物調査** (P12)

川にすむ生き物を採集し、その種類を調べることで、水質（水のごれの程度）を判定する環境省が実施する調査。

た 行

◆**地球温暖化** (P1, 5, 12)

人の活動に伴って発生する温室効果ガス（大気中の赤外線を吸収し、地表付近の大気を暖める効果を持つ二酸化炭素などの気体）が、大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象。

◆**中間支援組織（中間支援団体）** (P14, 15, 21, 23)

市民、NPO、企業、行政等の間にとって様々な活動を支援する組織であり、市民等の主体で設立された、NPO等へのコンサルテーションや情報提供などの支援や資源の仲介、政策提言等を行う組織。

◆**道民意識調査** (P8)

道政上の重要課題や主要施策に関して、道民の道政に対する意向や意識の的確な把握に努めるとともに、政策形成に反映させることを目的として、道が実施する世論調査。

は 行

◆**バイオマス** (P19)

生物(bio)の量(mass)を表す概念で、再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。種類としては、木材、海草、生ゴミ、紙、動物の死骸・ふん尿、プランクトンなどの有機物。

◆北海道アウトドア資格制度 (P11)

誰もが安全に安心してアウトドア活動を楽しめるように、平成14年度より北海道が運営してきた北海道独自の資格制度。北海道アウトドアガイドは、多くの講習や試験をクリアした、安全なアウトドアのための知識や技術を備えた専門家として、北海道知事が認めたガイド。

◆北海道環境基本計画 (P2)

環境基本条例第10条に基づき、環境の保全及び創造に関する長期的な目標や施策の基本的な方向などを明らかにするもので、身近なごみ問題から地球規模の環境問題まで、環境全般を対象とした道の環境政策を推進する上での基本的な計画。

◆北海道環境基本条例 (P2)

良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とし、平成8年に制定した条例。

「環境の恵沢の享受と継承」、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築」及び「地球環境保全の推進」の3つの基本理念や、道、事業者、道民の責務、さらには環境施策の基本方針などを定めている。

◆北海道環境サポートセンター (P11, 13, 21, 23)

道民や事業者などの関心やニーズに応じて、相談を受け、情報や学習の機会を提供し、自主的な実践活動を支援する機能を備えた拠点施設。公益財団法人北海道環境財団が開設。

◆北海道環境財団→か行「公益財団法人北海道環境財団」を参照

◆北海道環境政策推進会議 (P25)

北海道庁内における関係機関相互の連携及び施策の調整を図り、北海道環境基本条例の目的である良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため設置している会議。

◆北海道環境の村基本計画、北海道環境の村 (P10, 13, 21)

環境問題についての関心を喚起し、理解を深める機会を提供するとともに、学校・職場・地域など様々な場で環境保全活動を推進する指導的役割を担う人材の育成を図るため、平成15年4月に制定した計画。

道民の森に環境の村ゾーンを定め、子どもから大人まで幅広い年齢層を対象とする環境学習機会の提供や環境教育指導者の育成など、参加・体験型の環境教育事業「北海道環境の村」を実施している。

◆北海道環境白書 (P25)

道民や事業者などが環境の現状に対する理解と認識を深め、自主的、積極的な環境保全の取組がより促進されるよう情報提供することを目的として、毎年、本道の環境の状況や環境の保全等に関連して取り組んだ施策の進捗状況などを取りまとめ、発行しているもの。

◆北海道環境マネジメントシステムスタンダード（HES） (P9, 13, 25)

国際規格であるISO14001を基本とし、多くの中小企業や各種団体等、多くの組織が容易に取り組める環境マネジメントシステムとして、一般社団法人北海道商工会議所連合会が中心となって、より分かりやすく、より安価で、より取り組みやすく構築したもので、環境保全活動の取組と経営の安定を支援するために作られた環境規格。

規格の内容や表現を平易なものとし、組織の実態に即した取組を可能とするため、ステップ1（環境問題に取り組み始めた段階）とステップ2（将来ISO14001の認証取得を目標にする段階）で構成されている。

◆北海道協働推進基本指針 (P14)

道政運営の基本理念の一つである「市民と行政との協働による地域社会づくり」に向けて、協働を進めていくための具体的な手立てを示す指針。平成15年3月に策定。

◆北海道総合計画 (P14)

今後10年にわたる政策展開や地域づくりの基本方向と戦略を示した、道政の基本的な方向を総合的に示す計画。

◆北海道グリーン・ビズ認定制度 (P9, 13, 21)

環境に配慮した自主的な取組を実施することにより、北海道の環境の保全及び創造に貢献する事業所等について、「北海道グリーン・ビズ事業所」としての登録又は認定を行い、その取組を広く道民に紹介すること等により、事業所における環境配慮の取組を促進し、環境と経済が調和する持続可能な北海道の創造に寄与することを目的とした制度。

◆北海道地域環境学習講座（eco-アカデミア） (P10, 20)

「地球温暖化」や「循環型社会」など、道が設定する環境学習講座を、住民団体等が地域住民を対象に実施する学習会等に活用する際、各分野の専門家を講師として派遣し、派遣に係る費用を道が負担する事業。

ま 行

◆水辺の楽校 (P14, 22)

「子どもの水辺」における環境学習や自然体験活動を進めるにあたって河川の整備が必要な場合に、自然の状態を極力残しながら瀬や淵、せせらぎ、ワンド等の自然環境を保全・復元するとともに、子供たちが安全に自然に出会えるよう河岸等へのアクセス性の改善等を行う取組。

◆木育マイスター (P11)

北海道が認定する、木育（子どもをはじめとするすべての人びとが「木とふれあい、木に学び、木と生きる」取組）を普及させる専門家。「木育」の取組をさらに道民の間に広げ、道民運動として展開・定着させるため、「木育」の理念を十分に理解し、木育活動の企画立案やコーディネートができ、指導的な役割を果たす人材。

資料3 指標一覧

指標の名称	現 状 (H24年度)	目 標 値 (H29年度)	指標の概要・ねらい
環境配慮活動実践者の割合	53%	70%以上	<ul style="list-style-type: none"> ・道民意識調査において、「日常生活において環境に配慮した行動をしていますか」という問いに対して、「十分行動している」または「やや行動している」と回答した人の割合。 ・主に個人の指標として設定。 ・日常生活において環境に配慮した行動を実践する道民が増えることで、本計画の目指す「道民一人ひとりが、環境保全意識を持ち、主体的に行動できる人づくり」につながることから設定。
環境管理システムの認証取得事業所数	654事業所	780事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ISO14001、ISO26000、HESの認証を取得している道内事業所数の合計(累計)。 ・主に事業所の指標として設定。 ・環境管理システム(環境負荷を軽減する方針等を自ら設定して取り組む仕組み)の認証取得が増えることで、事業所等の環境保全活動の推進や従業員への環境教育につながることから設定。
環境教育に取り組んでいる学校の割合	小学校48.1% 中学校41.1%	小学校100% 中学校100%	<ul style="list-style-type: none"> ・全体計画を作成して環境教育に取り組んでいる小・中学校の割合 ・学校の指標として設定。 ・全ての小中学校が全体計画を作成して環境教育に取り組むことで、将来の環境保全の担い手となる子どもたちに対し、教育活動全体を通じた、地域・学校にあった環境教育につながることから設定。

資料4 計画策定までの経過

平成 6年 4月
「北海道環境学習推進方針」策定

平成 8年10月14日
「北海道環境基本条例」公布・施行

平成10年 3月24日
「北海道環境基本計画」策定

平成17年12月 1日
「北海道環境教育基本方針」策定

平成20年 3月31日
「北海道環境基本計画[第2次計画]」策定

平成23年 6月15日
「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」公布

平成24年 6月26日
「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」閣議決定

平成24年10月 1日
「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」完全施行

平成25年 7月16日
「(仮称)北海道環境教育等行動計画」の作成等に係る「北海道環境教育等推進協議会」を設置

平成25年11月28日～平成26年 1月 6日
「北海道環境教育等行動計画」素案についてのパブリック・コメント実施

平成26年 3月
「北海道環境教育等行動計画」策定

北海道環境教育等行動計画

～環境をまもり育てる人づくり・協働取組のために～

平成26年3月

北海道環境生活部環境局環境推進課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL 011-231-4111（代表）

FAX 011-232-1301

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/index.htm>